

## 自由金利型定期預金規定（大口定期預金規定）

### 1.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金の利率については定期預金共通規定8の(2)の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合、この預金については次により中間利払を行います。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の「継続時における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。ただし、利息分割受取型の場合は、預入日（継続したときはその継続日）からあらかじめ指定された利払サイクルごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の利率と同一とします。）によって計算した中間利払額を利息の一部として各中間利払日に支払います。なお最終回の中間利払日は、「満期日（継続したときはその満期日）から利払サイクルの期間を遡った応当日」以前の日とします。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは次のとおり取扱います。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 利息を指定口座に入金せず、現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息（自動継続扱いで継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を定期預金共通規定10の(1)により満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定13の(2)または(3)により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、B、およびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 2.（保険事故発生時における相殺時の利率）

この預金の定期預金共通規定11（3）①の利率については、満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。

以 上

2021年5月1日現在